

## 令和7年度 第1回南房総・館山地域公共交通活性化協議会次第

令和7年5月29日（木）13:30～  
南房総市三芳農村環境改善センター2階  
大会議室

### 1 開 会

### 2 あ い さ つ

### 3 委員及び職員紹介

### 4 議 事

- (1) 会長選任について 【協議第1号】
- (2) 令和6年度協議会事業報告について 【協議第2号】
  - ・チョイソコ南房総・館山の実績報告
  - ・公共ライドシェアの実績報告
  - ・市民アンケート調査の最終報告
  - ・南房総・館山地域公共交通計画の評価指標
- (3) 令和6年度協議会決算報告について 【協議第3号】
- (4) 令和7年度協議会事業計画（案）について 【協議第4号】
- (5) 令和7年度協議会予算（案）について 【協議第5号】
- (6) 地域公共交通計画認定申請書（地域内フィーダー系統）について 【協議第6号】
- (7) 地域公共交通計画別紙について 【協議第7号】

### 5 そ の 他

（報告事項）

- ・館山市街地循環バスの令和6年度実績

### 6 閉 会

## 南房総・館山地域公共交通活性化協議会委員名簿

※敬称略

|    | 役 職 名                          | 氏 名   |   |
|----|--------------------------------|-------|---|
| 1  | 南房総市副市長                        | 嶋田 守  |   |
| 2  | 館山市副市長                         | 石井 博臣 |   |
| 3  | 千葉県総合企画部 交通計画課 地域公共交通担当課長      | 伊藤 昌央 |   |
| 4  | 東日本旅客鉄道株式会社 館山駅長               | 田上 重光 |   |
| 5  | 一般社団法人千葉県バス協会 専務理事             | 成田 斉  |   |
| 6  | 日東交通株式会社 運輸部長                  | 高橋 晴樹 |   |
| 7  | ジェイアールバス関東株式会社 館山支店長           | 中川 行雄 |   |
| 8  | 鏡浦自動車株式会社 代表取締役                | 代田 憲隆 |   |
| 9  | 南房タクシー株式会社 代表取締役               | 本間 裕二 |   |
| 10 | 日東交通労働組合 安房支部代表                | 小澤 利男 |   |
| 11 | 安房土木事務所 調整課長                   | 嶋田 敏行 | 新 |
| 12 | 南房総市住民・利用者代表(三芳地区)             | 青木 文男 |   |
| 13 | 南房総市住民・利用者代表(白浜地区)             | 本橋 清一 |   |
| 14 | 館山市住民・利用者代表(連合会長・那古地区連合町内会長)   | 眞汐 眞一 |   |
| 15 | 館山市住民・利用者代表(連合副会長・館山地区連合区長会会計) | 庄司 武雄 |   |
| 16 | 国土交通省関東運輸局 交通政策部交通企画課長         | 市野 将英 |   |
| 17 | 関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官          | 菅井 規  | 新 |
| 18 | 館山警察署 交通課長                     | 坂井 陽一 | 新 |
| 19 | 安房道の駅連絡会会長                     | 鈴木 賢二 |   |
| 20 | 館山市社会福祉協議会事務局長                 | 手島 隆  | 新 |
| 21 | NPO法人まちづくり支援センター代表理事           | 為国 孝敏 |   |

南房総・館山地域公共交通活性化協議会の会長選任について

当協議会役員については、規約第5条により委員の互選により選出することとなっています。また、副会長においては、規約第6条により会長が指名することとなっています。

|      |  |  |
|------|--|--|
| 会 長  |  |  |
| 副会長  |  |  |
| 副会長  |  |  |
| 監査委員 |  |  |
| 監査委員 |  |  |

※期間：令和7年5月29日～令和9年度第1回協議会まで

※規約参照

(会長)

第5条 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。

(副会長)

第6条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の出納の監査は、会長が指名する別表1に掲げる委員がこれを行う。